

第120号

令和3年11月1日発行
(公社)札幌西法人会

札幌西法人会

検索

e-mail info@nishi-houjinkai.or.jp



●発行所 公益社団法人札幌西法人会 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地北海道建設会館2F ☎231-0763 FAX241-3216



税制改正提言特集

3. 8. 23 理事会・福利厚生制度連絡協議会

目 次

北海道法人会連合会 令和4年度税制改正の提言	2～8
札幌西法人会 担当税理士の紹介	9
税務署からのお知らせ（消費税軽減税率・インボイス関係）	10～11
札幌市からのお知らせ（特別徴収）	12
ネット会議は「顔出し」で	13～14
私たちが公益法人を支えます（新入会員）	14
インターネットセミナーのご案内	15
参考図書無料贈呈のご案内	16

北海道法人会連合会 令和4年度 税制改正提言事項

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、9月に予定していた全道（釧路）大会が中止となり、北海道法人会連合会の令和4年度の税制改正意見については、北海道法人会連合会書面理事会で採択されました。

北海道法人会連合会の「税制改正提言」は次のとおり。

基本的な課題

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として3度にわたる修正予算が組まれたが、予算の使い残しや執行の遅れなどが見受けられる。さらに、第3次補正予算では、カーボンニュートラルに向けた政策の一環として2兆円もの基金が計上されるなど、財政支出の規模を膨らませた。
- コロナ禍での財政措置は、日本だけでなく諸外国においても財政を悪化させたが、アメリカ、イギリス、ドイツ等では財政健全化に向けた道筋を示しはじめている。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論を開始し、東日本大震災の復興計画などを参考に、具体的な返済計画を策定する必要がある。
- 本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲1.1%（▲7.3兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2029年度となる見込みであるが、2025年度の基礎的財政収支黒字目標は、引き続き堅持すべきである。

- (1)感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきであることを求める。
- (2)財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方法と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられるので、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2020年度 約127兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。
- 現役世代の保険料負担の上昇を抑えるため、一定所得以上の後期高齢者の医療費の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が国会で成立した。
- 持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制する必要がある。

- 社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- また、今般のコロナの経験を踏まえ、新興感染症が拡大した場合等に対応するため、急性期医療を重視した医療提供体制のあり方を見直し、強化させる必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施することを求める。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高めることを求める。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者のメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直すことを求める。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な適用が不可欠であることを求める。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討することを求める。
また、こども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要があることを指摘する。
- (6)中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立を求める。

3. 行政改革の徹底

- 新型コロナの影響が長期化したことにより、国民に過度な負担がかかっている。
こうしたなか、国や自治体におけるコロナ対策が迷走しているなど、国民の政治と行政に対する不信感は極度に高まっている。
- 本年9月にデジタル庁が発足されるが、省庁や自治体ごとに異なる情報システムを連携させるなど、行政の効率化を図る必要がある。しかし、それが大きな政府につながらないように、留意すべきである。
- 行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。
以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した資金体系による人件費の抑制を求める。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減を求める。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげることを求める。

第1 法人課税について

1 法人税率の引下げ

平成28年度の税制改正で法人実効税率は、「20%台」を実現（29.74%）したが、OECD加盟国の平均は25%、アジア主要10か国の平均は約22%であることから、更なる引き下げを提言してきたが、本年に入ってからイギリスは19%から25%に引上げる方針を表明し、アメリカは連邦法人税率を21

%から28%に引上げることを発表した。また、G20では、主要国による法人税の引下げ競争に歯止めをかける動きがあることから、当面は、現在の法人税率を維持し、早急に引上げないことを求める。

2 課税ベースの拡大について

①欠損金の繰越控除制度を縮小しないこと

コロナウイルス感染症により経済活動が制限される中、地域経済と雇用の70%を支える中小企業の経営環境は、一部業種を除き極めて厳しいものと言わざるを得ない。

赤字を翌期以降の黒字と相殺できる繰越控除制度は中小企業においては、欠かせない制度である。上限の引き下げについては、中小企業の経営安定に大きな影響を与えかねないため、控除限度額の引き下げには断固反対する。

②外形標準課税の拡大反対

地方法人課税の外形標準課税制度は、資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人を対象として、所得割、付加価値割及び資本割が課せられる。

そのような中、特に従業員給与に課税する外形標準課税の拡大は、中小企業の事務負担が増大し、賃金上げや雇用維持に悪影響を与え、コロナ禍による不況からの脱却を阻害するものである。中小企業への課税強化には断固反対する。

3 中小企業軽減税率の引下げ等

中小企業者等の法人税率の特例が、令和4年度末まで延長された。

我が国経済の成長の源であり、地域経済や雇用に大きな役割を担っている中小企業の成長を後押しするためにも、税制特別措置による中小企業軽減税率については、本則化するとともに、一層の引き下げを求める。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている中小企業軽減税率の適用所得金額については、引き続き1,600万円への大幅な引き上げを求める。

4 政策税制措置の拡充・恒久化

①中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

令和3年度税制改正において、「中小企業投資促進税制」の適用期限が2年間延長された。中小企業の生産性向上・競争力強化を図るために、対象設備の拡大、価格要件の緩和等拡充をした上で、引き続き恒久化を求める。

②少額減価償却資産特例の拡充・恒久化

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例が、令和5年度末まで延長された。引き続き償却資産管理や納税等の事務負担を軽減するため、少額減価償却資産の全額即時損金算入制度について、全ての企業においても、取得価格10万円未満から30万円未満に引上げることを求める。また、中小企業の利用頻度が高く、既に定着していることから恒久化し、更なる利便性・効率性の向上、設備投資促進の観点から、取得価額の引上げおよび取得合計額の上限撤廃することを求める。

③生産等設備投資促進税制の復活

令和3年度税制改正において、「中小企業経営強化税制」の適用期限が2年間延長された。設備の取得前に計画認定を受ける必要があり、使い勝手が悪いため、中小企業に浸透していない。生産等設備の更新を促進して生産性の向上を図り、国内における設備投資需要を喚起する観点から、中小企業を対象に生産等設備投資促進税制を復活させることを求める。

5 交際費課税制度の見直し

交際費は企業にとって、事業の維持、拡大のうえで必要不可欠のものであり、景気対策に資するものである。コロナ禍によるダメージを受けた飲食店および関連事業の支援を念頭に、恒久化および定額控除限度額の引上、交際費の全額損金化を認めるべきである。

6 役員給与の取扱い

役員給与の取扱いについて、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与以外については損金不算入とされているが、業績連動給与について同族会社は損金算入適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で損金算入を認めるよう強く求める。

また、定期給与の改定については、特別の事情があると認められない限り、期首から3ヶ月を経過すると認められないが、経済変動が激しい実態に照らし、年度途中での改定を認めるべきである。

7 欠損金の繰戻還付制度の還付請求の遡り期間延長

赤字を翌期以降の欠損金の繰越還付制度について、これまで中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だったが、コロナ禍により資本金の額が1億円超10億円以下の中堅企業についても令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間終了する事業年度に生じた欠損金額について適用となる特例が設けられた。

しかし、コロナウイルスの収束時期は未だ見通せず、経営状況の改善は数年先と言われているのが現状である。そこで、この特例の適用期限の延長並びに制度を利用する企業（資本金の額にかかわらず）において還付請求をするための遡り期間を1年に限定せず、少なくとも5年程度に延長することを求める。

第2 所得課税について

1 所得税の配偶者控除及び課税方式の見直しについて

一億総活躍社会の実現にむけた働き方改革をすすめるためには、就業調整をしなくて済む抜本的な見直しと、少子高齢化を緩和する具体的な少子化対策が必要であり、社会保障制度も含めて幅広い視点で議論すべきである。

急激な税負担の増加防止や少子化対策、格差社会の到来等諸問題への対応として、税制の観点からは世帯単位課税（N分N乗方式）の導入等、課税方式の見直しを求めてきた。法人会は、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能に改めて注目し、速やかな見直しを強く求める。

第3 資産課税について

1 相続税

平成27年1月より、基礎控除の引下げとともに最高税率を55%に引上げる等税率構造の見直しが行われた。このため、急激な負担増と課税対象の大幅な増加を招いている。相続人の負担を緩和するため、また少子化対策の観点から、基礎控除3,000万円並びに法定相続人1人あたりの控除額600万円の引上げを求める。

加えて、事業承継の円滑化の観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例における事業用宅地の適用対象面積の更なる拡大を求める。

2 贈与税

①贈与税の基礎控除の見直し

贈与税については、若年世代への資産移転を促し、その有効活用を図る観点から、これまで、直系尊属に対する税率構造の緩和、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置などが講じられている。

贈与税は経済の活性化に資することから、基礎控除（110万円）の引き上げについて提言する。

②相続時精算課税制度の拡充

相続時精算課税制度を活用した相続税額の計算については、贈与時の評価額をもとに行われることになっているが、相続が発生し、生前贈与した財産の評価額が下落していた場合、思わぬ税負担を強いられることになる。贈与時の評価額と相続時の評価額のいずれか低い額により計算できるよう求める。

またその場合、居住用宅地等については「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」が受けられるようにすべきである。

3 事業承継税制

①改正事業承継税制の周知と更なる要件緩和

事業承継税制の拡充の一環として、個人事業者向け事業承継税制も新設されたが、中小企業の円滑な事業承継を図るためには、納税猶予制度の特例が4年目を迎え、「特例承認計画」の提出期限が令和5年3月末と迫ってきたことから、提出期限及び適正期限の延長を求める。

また、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど、特例措置以前の申請分の救済を求める。

引き続き納税猶予制度の更なる利用促進をはかるため以下の要件の見直しを強く求める。

- ・相続税の納税猶予制度取消の場合の延納・物納の認可
- ・会社の事業資金の担保に提供している土地・建物は、事業用資産として扱い、個人資産評価額の一定割合を減額する等、相続税の評価方法を見直すとともに相続税・贈与税の納税猶予の対象とする。
- ・取引相場のない株式の評価方式を中小企業の実態により即した評価方式に見直す。

②事業用財産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

わが国の納税猶予制度は一步前進したが、欧州主要国と比較すると限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離して課税し、非上場株式を含む事業用財産を軽減あるいは免除する制度の早期創設が求められる。

第4 消費課税について

①軽減税率について

軽減税率制度は、社会保障制度財源を毀損すること、すべての事業者に過度な事務負担を強いること、低所得者対策としては非効率であること、から本質的に導入されるべきではなく、事業者からは依然として強く反対する声がある。引き続き法人会としては問題があれば単一税率にすることを求める。

また、消費税増税については、「社会保障制度と税の一体改革」「行政改革」等、各種改革の履行を前提に導入を認めているため、今後も法人会として改革履行状況を注視していくこととする。

②適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税引上げに伴い区分記載請求書方式が導入され、令和5年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入予定である。

コロナ禍の影響も未だ予断を許さない状況にあり、導入延期等の検討も早急に行うべきである。特にコロナ禍の影響を受けている飲食、小売事業者ほど、移行に伴う煩雑な事務処理等でコスト増や事務負担を強いられる傾向にあり、柔軟な運営と必要な助成を求める。レジの導入・システム改修の支援措置が設けられているが、全ての事業者の経理業務の見直しは必要なことから、これらに対する新たな支援措置の実施を求める。

③価格転嫁対策

平成25年6月に消費税転嫁対策特別措置法が成立し様々な施策が講じられることとなったが、同措置法は令和3年3月末に失効する。中小企業者の中で価格転嫁についての不安は大きく、引き続き事業者の実態を十分に把握しながら、関係機関が連携のうえ強力かつ確実に実行されるよう求める。

第5 地方税制について

1 固定資産税

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税に対しては、地域格差はあるものの都市部で地価上昇の兆しが表れるなど重税感が高まっており負担減を求める。

また、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制の一元化等評価方法および課税方式の抜本的見直し（宅地評価の収益還元価格での評価等）を求める。

建物の評価額は、耐用年数を経過しても残存価格20%が維持されている。耐用年数を経過した後は、残存価格5%程度までは減額または引き下げるべきである。

②固定資産税の免税点の引き上げ等

設備投資の促進を図るため、固定資産税における減価償却資産の免税点150万円を300万円に引き上げることを求める。併せて中小企業の資産管理・納税事務負担の軽減、事務効率化を図るため「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例」において対象取得価格を引き上げ、対象取得価格の計額を撤廃し撤廃し全額損金算入できるよう求める。

③固定資産税の課税標準額・税額の据え置き

令和3年度税制改正において、経済再生を確かなものにしていくとの観点から、固定資産税評価額の評価替えによりその評価額が上がった土地について、令和3年度に限り課税評価額を令和2年度と同額とし、税額を据え置くこととされた。新型コロナウイルスの感染拡大による経済の停滞は深刻な状況にあり、収束が見通せないことから、次の評価替えまでの間、税額の据え置きを求める。

2 事業所税の廃止

平成15年度税制改正において新增設分に対して課せられる事業所税は廃止されたが、「事業にかかる事業所税」は存続している。事業所税自体が固定資産税と二重課税的な性格を有すること、市町村合併の進行により課税対象が拡大することなどから廃止を求める。

3 法人住民税の超過課税の解消

地方税における法人住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を対象として課税されており、十分な説明もないまま恒久的に課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではなく、行財政改革の推進の観点からも速やかに解消するよう求める。

4 安易な法定外目的税の導入反対

法定外目的税は、環境対策の観点から導入されている場合も多いが、こうした独自課税の実施に当たっては、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、法人企業に対して安易な課税は行わないよう求める。

5 申告納税の合理化

情報の流れもあり、行財政改革の推進と納税者の利便、事務負担の軽減を図るため、国税と課税対象を同じくする法人事業税・都道府県民税等の申告について地方消費税の執行同様に一層合理化を諮るよう求める。

第6 その他

1 電子申告について

更なる利用促進に向けて、制度の一層の利便性向上を図るとともに、地方税の電子申告(e-LTax)との一体化の検討、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度の創設等の税制措置を求める。

2 社会保険料の法人負担分の減額

社会保障と税の一体改革において、事業主の負担に大きく依存した社会保障制度の見直しなど給付と負担のバランスを踏まえた一体的な見直しを求める。

3 寄付金の損金等算入額の拡大

寄付金の損金算入限度額の計算については、現在、資本基準と所得基準とにより計算されている。資本基準は、資本金と資本準備金等の合計額を基準に計算されているが、この基礎となる合計額は、会社法の施行により最低資本金制度が廃止されたこと、資本金等を有する普通法人以外の法人には適合しないことなど必ずしも法人等の本来的な財務能力(寄付能力)を表していない。そこで、資本基準を廃止し、純資産基準を基礎に計算を行うべきである。

また、所得基準を拡大するほか、最低損金算入限度額を保証し単年度の所得がマイナスであっても一定額の寄付金の損金算入を認めるべきである。

指定寄付金の拡充について、今日企業には、社会貢献の一環とした利益還元が求められる時代となっており、公益法人やNPO法人等に対する寄付金で社会貢献に資すると認められるものについては、積極的に指定寄付金とするなど指定寄付金の拡充を図るべきである。

4 印紙税の廃止

印紙税は流通取引に付随して行われる特定文書の作成行為を捉えて課税するものであるが、文章の作成行為自体担保力があるとは考えられない。また、近年の電子商取引の発展により電子決済やペーパーレスが進んでいるが電子文書は印紙税法上、課税文書に該当せず課税の公平性が損なわれていることなどから印紙税は廃止すべきである。

5 社会保障・税の共通番号制度(マイナンバー)

行政の効率化や利便性の向上、国民の社会保障や税の給付と負担の公平性と透明性を実現するなどメリットは大きい。個人情報の流失や悪用への対応や費用対効果が課題となる個人情報の管理に万全を期し、コストの明確化により、国民の納得と理解を得ながら推進するよう求める。

また、事業者に対しては過度な事務負担とならないよう柔軟な運営を求める。

6 災害対応税制

激甚災害法に基づく激甚災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合にのみ、差引損失金額から総所得金額等の10%を控除した上で行うこととされている。しかし、

- ①激甚災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること。
- ②激甚災害の場合は、被災地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること。
- ③激甚災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみならず広く納税者の理解と納得が得られると考えられること。

等の観点から、雑損控除から激甚災害による損失を独立させて激甚災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、激甚災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても激甚災害損失控除の対象とすることが適当である。

札幌西法人会 担当税理士紹介

(令和3年6月～令和5年6月)

令和3年7月、法人会各支部の担当税理士が変わりましたのでご紹介します。

(R3. 7. 12 現在)

法人会支部及び担当税理士	担当部会	事務所住所	電話
1. 桑園	桑園		
担当部会長 鈴木 忍		中央区北2条西13丁目 札幌第一会計ビル	222-1615
担当会員 菅 勝 弘		中央区北2条西13丁目 札幌第一会計ビル 5階	211-8186
2. 大通	中央		
担当部会長 安倍 亨		中央区南1条西13丁目4-39 中央財務税理士法人	281-5811
担当会員 久保 長 旦		中央区南1条西11丁目1 コンチネンタルビル 榮光税理士法人	221-1100
3. 山鼻	山鼻		
担当部会長 白石 祐 之		中央区南10条西16丁目1-1 光永剛税理士事務所	563-8033
4. 円山	円山		
担当部会長 菊地 紀 之		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 4階	643-8615
担当会員 佐藤 春 樹		中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 4階	590-0927
5. 琴似・八軒	琴似		
担当部会長 根本 良 太		西区琴似2条4丁目1-24 ヤマチビル3階 B	633-7255
担当会員 佐々木 優		西区琴似2条1丁目3-5 クロスロード琴似 701 税理士法人みのり会計	614-0555
6. 発寒	大通		
担当部会長 伊藤 貴 雄		中央区大通西16丁目2-5 税理士法人エンカレッジ	215-7130
担当会員 山本 和 雄		中央区大通西14丁目3-14-905号	090-5956-7636
7. 西宮・西野・手稲	西野・発寒・手稲		
担当部会長 瀧谷 和 隆		手稲区曙6条3丁目8-1 2階	688-1530
担当会員 楠本 徹 朗		西区発寒9条13丁目1-3 駅前プラザ発寒2階	668-3280
担当会員 村岡 学		西区西町南12丁目2-32	624-5880

インボイス制度

全国どこからでも誰でも参加可能な オンライン説明会を開催

令和5年10月から適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、インボイスを発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続は、令和3年10月から受付が開始されます。

説明内容 インボイス制度の基本的な仕組みについて

開催日時 説明会サイトに掲載（随時掲載）
※以下の説明会サイトにアクセスして確認してください。
※説明会は45分程度を予定しています。

定員 各回100名（先着順）

費用 無料（通信費用は実費となります。）

オンライン説明会とは？

- インターネットを利用してパソコン、タブレット、スマートフォンなどから参加できる説明会です。
- チャット機能を利用しての質疑応答を実施します。

オンライン説明会参加までの流れ

ステップ1

説明会サイトへのアクセス

- 国税庁HPのインボイス制度特設サイト内の説明会サイト「https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm」にアクセスしてください。

《インターネット（WEB）のみ申込可能！！》
※電話や税務署の窓口において申し込みはできません。

説明会サイトへ



ステップ2

必要事項の入力

- 説明会サイトから「申込サイト」をクリックし、希望日を選択の上、必要事項を入力してください。
- お申込み後に、「申込確認メール」を送信しますので、ご確認ください。

ステップ3

参加案内メールの受信

- 説明会開催前日までに「視聴用URL」が記載された「参加案内メール」が送信されます。

ステップ4

オンライン説明会への参加

- 「視聴用URL」にアクセスの上、ご参加ください（説明会開始30分前からアクセス可能）。
- ご質問のある方は、質疑時間内にチャット機能を利用して質問内容を入力してください。

国 税 庁

（令和3年5月）

軽減・インボイスコールセンター (消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター)



消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

電話番号

0120-205-553 (無料)

受付時間

9:00~17:00 (土日祝除く)

音声ガイダンスに沿ってお知りになりたい内容の番号を選択してください。

インボイス制度の
登録申請手続に
ついて知りたい方
➡ 「1」

帳簿・請求書など
の記載事項に
ついて知りたい方
➡ 「2」

その他の軽減税率制度・
インボイス制度に
ついて知りたい方
➡ 「3」

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。ご予約の際は、最寄りの税務署にお電話いただき、音声ガイダンスに沿って「2」を選択してください。

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、
国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「消費税の軽減税率制度・
適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」をご覧ください。

下のコードから
サイトへ



〈令和3年5月〉 国税庁

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

＜例外として普通徴収が認められる事由＞

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和3年分の給与支払報告書を提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。

●特別徴収を実施しない場合は「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします

従業員の方全員分の給与支払報告書を「普通徴収」として提出する場合は、「特別徴収実施困難理由書」の提出をお願いいたします。

※ 「特別徴収実施困難理由書」の提出がない場合、普通徴収として提出された方に関して特別徴収に切り替えて税額決定通知書をお送りする場合がございますので、御注意願います。

「特別徴収実施困難理由書」の様式については、札幌市ホームページからダウンロードいただくか、札幌市中央市税事務所特別徴収係（TEL：011-211-3075）に御連絡ください。

* 様式ホームページ [札幌市 特別徴収実施困難理由書](#) で検索

給与支払報告書の提出等はeLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

●eLTAXまたは光ディスクでの給与支払報告書の提出義務について

令和4年度（令和3年分）の給与支払報告書の提出について、令和元年分の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、eLTAXまたは光ディスク等で提出する必要があります。

※ 前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準以上となる場合は、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

令和元年10月より、地方税共通納税システムの運用が開始されたことに伴い、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができるようになりました。

従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構） [<https://www.eltax.lta.go.jp/>](https://www.eltax.lta.go.jp/)

ネット会議は「顔出し」で



(株)アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間 千映子

コロナ対応ということで在宅ワークも随分、日常的な働き方になってきました。その働き方の中で浸透したのが、ZoomやTeamsなどによるネット会議という手法ではないでしょうか。今では日常的な会議に加え、様々な講演会もネット上で開催されることが増え、おかげでそれまで物理的距離のあ

った地域からでも容易に参加でき、情報収集も便利になりました。

ところが、読売新聞が2021年8月に行ったアンケート調査によると、対象とした国内の主要企業121社のうち、在宅ワークの実施企業104社の中で特に社員同士の「コミュニケーション不足」が課題だとしたのは91社、約9割にのぼったといいます。

ネット会議は、会議参加者の顔も見え、電話やメールに比べて話し手の様子も受け取れて、さぞかしコミュニケーションは豊かになっただろうと思うのに、実は「不足」だということです。そこで、コミュニケーションに用いる「日本語」の特徴と、会話の受け手が話者から受け取る様々な情報の重みを種類で整理した「メラビアンの法則」から、この問題を眺めてみました。

日本語による会話の特徴を「共話」型と名付けた日本語教育学者の水谷信子氏によると、日本語は話し手と聞き手という区別が曖昧で、共に「気配」という非言語情報で共通理解を求めながら2人の会話を絡ませ合い、1本の線のようにつながっていくような話し方が特徴だといいます。

たとえば、A「あ、お忙しいところ誠に恐れ入りますが…」、B「いえ、いいですよ」、A「この間、お願いしたことなんです…」のようにです。つまり、日本語では、話者が発話を続けるために聞き手が行う頷きなどの態度やしぐさといった非言語情報がとても重要ということになりそうです。

加えて、アメリカの心理学者アルバート・メラビアンの実験によると、視覚、聴覚、言語の3つの情報がそれぞれ異なった印象を発信した場合、受け手は「見た目、しぐさ、表情、視線」という視覚情報を55%、「声の質や大きさ、話す速さ、口調」という聴覚情報を38%、「言葉そのものの意味、会話の内容」という言語情報による部分は7%という比重で、発話者の意図を判断していたといいます。

たとえば、「笑いながら、叱る」のように視覚情報が「ポジティブ情報（笑っている、明るい表情）」であると、聴覚情報が「ネガティブ情報（低いトーン、怒った声）」であり、言語情報も「ネガティブ情報（叱られている内容や言葉遣い）」であっても、55%の視覚情報のポジティブという傾向が効き、受け手には「怒っていない」というメッセージとなって伝わってしまうということです。

百聞は一見に如かず。ただでさえ日本語による会話は、非言語情報をベースとする「共話」型です。こうなると、在宅ワークで円滑なコミュニケーションを促すには、「見た目、しぐさ、表情、視線」を届けるためネット会議はカメラをONにして「顔出し」で行うことが、最低限のことになりそうです。

筆者紹介

玄間千映子（げんま・ちえこ）（株）アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大學卒。米インマヌエル大学大学院卒業後、米スタンフォード大学ビジネススクール修了。現在、信州大学のコーディネーター兼技術アドバイザー他、団体役員などを併任。著書に『朗働の時代』『ジョブ・ディスクリプション一問一答』『リストラ無用の会社革命』など。



私たちが公益法人を支えます

（令和3年6月～9月 新入会員）

支 部	新 会 員 名	住 所 （個人の住所は略）	入 会 の 紹 介 者
山 鼻	学校法人 高橋学園	中) 南10条西20丁目1-38	第一ペット商事(株) 武田和彦
大 通	クリーンビジネスサポート(株)	中) 南2条西12丁目323-18-505	大黒自工(株) 紫藤正行
	(株)クワトロ	中) 南2条西12丁目323-18	大黒自工(株) 紫藤正行
円 山	(株)サワショウ	中) 南5条西20丁目1-50-602	AIG損害保険(株) 中山
	弘秀創建	中) 宮の森2条15丁目3-2	AIG損害保険(株) 池田
桑 園	烏海謙一税理士事務所	中) 北4条西16丁目1 第一ビル6階	札幌第一興産(株) 武田治
	アトリエアム(株)	中) 北4条西21丁目2-1	AIG代理店 (株)ライム 山田
	ハウジングオペレーションアーキテツク(株)	中) 北4条西21丁目2-1	AIG代理店 (株)ライム 山田
	(株)丸加フーズ	中) 北8条西20丁目1-20	一鱗共同水産(株) 本間隆
	(株)紅兎（セキト）	中) 北12条西20丁目1-20丸果センター内	一鱗共同水産(株) 本間隆
琴 似	(株)セントラル創建	西) 二十四軒3条7丁目5-28 812	HIホールディングス(株) 工藤高嗣
八 軒	オネット(株)	西) 八軒8条西1丁目3-20	(株)オーク 酒井和子
	絹川辰夫税理士事務所	北) 屯田8条3丁目3-6	事務局
発 寒	藤谷美記（個人）		大同生命保険(株) 伊藤由香里
手 稲	鈴木里美（個人）		
	(株)エモーション	手) 曙1条1丁目1-29	AIG損害保険(株) 松本弘美
	(有)ピーアンドピー後木建設	手) 前田12条10丁目10-1	AIG代理店 (株)ハッピーゲート 平野
	アビリティ(株)	手) 手稲本町1条3丁目1-20-307	札北 (株)石橋産業 石橋たつ子
	(株)リラノマーケティング	手) 曙9条1丁目9-32	

札幌西法人会よりインターネットセミナーのご案内

札幌西法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.nishi-houjinkai.or.jp>

札幌西法人会 検索で検索いただけます

インターネット・セミナー

いつでも美味しく食べる 歯の健康セミナー

視聴は無料です

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID パスワード ログイン

ID・パスワードは

会員ID: **hj1103** パスワード: **0763**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め

どこにも負けない！
ものづくりへの挑戦

株式会社浜野製作所 代表取締役
浜野 慶一

お勧め

渋沢栄一の「論語と算盤」で
未来を拓く

コモンズ投信株式会社 会長 シブサワ・アンド・
カンパニー株式会社 代表取締役 渋澤 健

お勧め

ウィズコロナ時代
リアル店舗のマスク接客

グループく包遊>代表 ラッピングコーディネーター
五味 栄里

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 中堅・若手社員の 営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分	一般経営	NEW 「親子で語る事業承継」 第3回 悩むな！未来の後継社長！	真田 絢子	27分
	ウィズコロナ時代でも好かれて 信頼される人のコミュニケーション力 公開期限：2022年1月末まで	桑野 麻衣	75分		渋沢栄一の「論語と算盤」で 未来を拓く 公開期限：12月末	渋澤 健	45分
	社会人としての心構え 公開期限：2022年1月末まで	北 宏志	87分		ダイバーシティが イノベーションを促進する	長内 厚	27分
	“75分で学ぶ” 新入社員研修 ＜電話応対とビジネスマナーの基本＞ 公開期限：2022年1月末まで	植田 絵美子	75分		コロナ禍で販路開拓につなげる オンライン商談成功の秘訣	富田 良治	20分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		新しい時代を切り開く！ ～上杉鷹山に学ぶ危機突破力	岡田 晃	36分
労務	コロナ禍で求められる労務の備え 今から会社が備え、対応すべきこと	野澤 直子	80分	税務・経理	社長と会社にお金を残すための バランスシート経営	海生 裕明	110分
	社長の「想い」が次世代に つながるカンタンすぎる人事評価制度	山本 昌幸	49分		会社のお金の悩み解決講座 第1～4回	仲光 和之	56分
ライフスタイル 健康	NEW アフターコロナを見据えた「ひと・ まち・しごと」の新しい流れ 第5章	外薗 明博	11分	実務家	認知症で困らない！ 「家族信託」活用ガイド	柴崎 智哉	54分
	アクティブ・エンディング	金子 稚子	32分		NEW 負債40億円からの挑戦	湯澤 剛	83分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。
掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは札幌西法人会事務局まで **TEL:011-231-0763**

小冊子のご案内

法人会では、会員・非会員を問わず公益事業の一環として、経営、税務、労務等各分野にわたる下記の小冊子を無料で贈呈しています。ご希望の方は、郵送料として1冊、切手84円×2枚を負担していただければ送付いたしますので、事務局まで郵送でお申し込み下さい。

また、直接事務局へ取りにこられても結構です。

(部数に限りがありますので、先着順で各冊子それぞれ2冊までとさせていただきます。法人会員は郵送料無料です。)

- ① 会社取引をめぐる税務Q&A
(令和3年度版)
- ② 会社の決算・申告の実務
(令和3年度)
- ③ 源泉所得税実務のポイント
(令和3年度版)



(31ページ)



(64ページ)



(31ページ)

- ④ 年末調整の実務ガイドQ&A
解説動画付き (令和3年分)
- ⑤ 成功する！会社業務のデジタル化
- ⑥ 中小企業のためのSDGsと経営



(48ページ)



(32ページ)



(32ページ)

このままコピーし、下記に記入のうえ切手を同封して送付願います

小冊子の申込書

060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目北海道建設会館2階 ☎231-0763 FAX241-3216
(公社)札幌西法人会 事務局 御中

年 月 日

申込法人名 _____ 会員・非会員 (○で囲む)

郵便番号 住所 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

(切手84円×2枚×○部)を同封して、下記のとおり申し込みます。

法人会員、法人賛助会員、個人賛助会員は郵送料無料としますので、FAXにて申し込みください。

参考図書番号	①	②	③	④	⑤	⑥	計
申込部数							